

# 琵琶湖森林づくり パートナー協定を締結

市内に立地されているトヨタ紡織滋賀株式会社と土山山林財産区管理会との間で琵琶湖森林づくりパートナー協定が締結され、1月12日、中嶋市長、嘉田知事立ち会いにより、県庁で調印式が行われました。

この協定は、琵琶湖森林づくり条例に基づき県民全体で支える森林づくりの一環として、企業が森林所有者と協定を結び、森林の整備の促進に参画する取り組みで、甲賀市では初めての協定となります。

トヨタ紡織グループは、これまでから森づくりを中心とした環境活動をはじめ、地域に根ざした社会貢献活動を各地で展開されています。土山山林財産区管理会は、昭和30年の設立以来、野洲川上流域の森林を地域総出で管理されています。

この協定により、トヨタ紡織の支援を受けながら森林整備が行われ、社員の方が奉仕作業を行い、同管理会が所有する土山町青土地先の山林を協働で守っていくことが約束されました。

企業と地域による協働の森づくりにより、森林を守る新たな取り組みが始まり、人々の交流が図られることが期待されます。



地元木材でできた協定書を手にする嘉田知事、土山山林財産区管理立岡会長、トヨタ紡織滋賀小川社長、中嶋市長(左から)

# Hibワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン無料接種を実施

市では、乳幼児の感染症、女性の子宮頸がんの予防のため、次のとおりワクチン接種を実施します。甲賀市に住民票がある方で対象の方は、市内の実施委託医療機関で無料で接種を受けることができます。希望する方は、下記をよくお読みいただき、必要な手続きをお願いします。

**予防接種の実施期間**：平成23年2月～平成24年3月  
※途中で変更があれば、お知らせします。

**予防接種の申し込み**：各ワクチンの実施医療機関へ事前申し込み  
※実施医療機関は、市ホームページに一覧を掲載しています。(市外医療機関での接種はできません。)各保健センターでも確認いただくことができます。

## Hibワクチン・小児肺炎球菌ワクチン

小児の髄膜炎等を予防します。  
対象者／生後2か月～4歳  
※特に髄膜炎を起こしやすい2歳までのお子さんに勧められています。  
接種回数等／接種開始月齢によって回数が異なります。  
※医療機関により三種混合ワクチン等と同時接種することもあります。詳しくは接種医療機関で確認ください。

## 予診票の配布

**【平成23年2月以降に出生したお子さん】**  
出生届け時に予診票等をお渡しします。  
**【平成23年1月以前に出生したお子さん】**  
お子さんの接種を希望する保護者は医療機関での接種時または保健センターで予診票を受け取りください。

## 子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がんの原因の1つである一部のウイルスへの感染を予防します。  
対象者／中学1年生～高校1年生年齢相当の女子  
接種回数等／3回 ①初回接種②初回接種から1か月後③初回接種から6か月後  
※ワクチン接種をしたことで子宮頸がんに罹患しないわけではありません。定期的な子宮頸がん検診も必要です。  
※現在高校1年生相当の年齢の方は、平成23年3月までに1回以上接種した場合、高校2年生の年齢でも接種を続けて受けることが可能です。

## 予診票の配布

**【現在、市立中学校在学中の方】**  
学校を通じて予診票等をお渡しします。  
**【現在、高校1年生の方・市立中学校以外に在学中の中学生の方】**  
対象の方に個別通知します。

### ▶ご注意ください

※この予防接種は予防接種法に基づかない任意接種ですので、接種を受けるかどうかは保護者の責任のもと、ご判断ください。健康被害発生時には、医薬品の副作用による健康被害として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法および全国町村総合賠償保険制度に基づく救済制度の対象となる場合があります。  
※現在使用できるワクチンは輸入ワクチンになります。  
※すでに各ワクチンを接種したことがある人は、必要な回から接種を受けることができます。(最初から接種をやり直すことはできません。)また、接種費用を市がお返しいすることはできません。  
※それぞれのワクチンについて、詳細を市ホームページに掲載しています。また、必要方には、保健センターでパンフレットをお渡しします。

問い合わせ  
保健介護課 健康支援係  
☎65-0703 ☎63-4085

# ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会をめざして

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)は、家庭内の問題や個人的な問題として見過ごされがちですが、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者だけでなく、子どもにも深刻な影響を与えます。DVがある家庭で育った子どもは、直接暴力を受けていなくても、深く傷つき、苦しみ、心の傷を受け、その後の生活に影響を及ぼすこととなります。

DVは身体への暴力だけでなく、心理的、性的、経済的、子どもを利用した暴力も含まれます。

昨年3月に市で実施した「DVに関する市民アンケート調査」においても、婚姻経験のある方のうち、配偶者からの暴力経験のある方は29.5%もあり、DVは身近にある重大な問題です。

市では、DV防止と被害者保護のための施策の実現を積極的に推進するため、基本計画を策定中です。DV防止と被害者の早期発見・早期支援に向け、市民・関係機関・行政の一体的な取り組みが求められています。

問い合わせ  
社会福祉課 家庭児童相談室  
☎65-0660 ☎63-4085  
人権推進課 人権政策係  
☎65-0695 ☎63-4582

## 「甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画(案)」への意見募集

市では、DV防止と被害者保護に関する基本計画(案)をまとめましたので、その内容を公表し、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、市の考え方を整理した上で、ホームページで公表します。(個人の情報は公開しません。)なお、個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

●公表期間・募集期間 2月1日(火)～3月2日(水)

●公表方法 市ホームページに掲載、人権推進課・社会福祉課・市民窓口センター・各支所での閲覧

●意見を提出できる人 市内に在住、在勤、在学の方

●意見の提出方法 住所、氏名を記入の上、直接提出いただくか、郵送(3月2日必着)、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

提出先・問い合わせ  
社会福祉課 家庭児童相談室  
☎65-0660 ☎63-4085  
〒528-0005 水口町水口5607番地  
Eメール koka253000@city.koka.lg.jp

県では、次の配偶者暴力相談支援センターでDV相談を受け付けています。

中央子ども家庭相談センター ☎077-564-7867 男女共同参画センター ☎0748-37-8739